

大阪市大正区広報紙及びホームページバナー広告募集要項

民間企業等と協働することで、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、大阪市大正区広報紙及びホームページバナーに広告枠を設け、次のとおり募集します。

1. 募集媒体

- (1) 大阪市大正区広報紙「こんにちは大正」（令和8年5月号から令和9年4月号）
規格：タブロイド判 12 頁（二つ折り）
発行日：毎月 1 日発行（4月号は3月31日発行）
発行部数：約 39,000 部 ※都合により発行部数を変更する場合があります
配布対象：毎月 1 日から 5 日（1月号は7日）の間で、大阪市大正区内の全世帯及び全事業所（有人）に配布
設置場所：大阪市大正区内（一部区外）の図書館、スポーツ施設、教育関係施設など官公署、Osaka Metro 大正駅及びJR大正駅に設置
- (2) 大阪市大正区ホームページのトップページ（令和8年5月から令和9年4月）

2. 募集枠数・規格・広告料（ひと月あたり）

- (1) 大阪市大正区広報紙「こんにちは大正」

募集面（頁）	募集枠数	広告規格	広告料 (1 枠・税込)
1 頁	2 枠	縦 51mm×横 123mm	31,000 円
2 から 4 頁	各頁 4 枠	縦 40mm×横 64mm	7,000 円
12 頁	2 枠	縦 51mm×横 123mm	26,000 円

※この広告には、大阪市広告事業協力広告代理店制度が適用されます。協力広告代理店が本市に納付する広告料は、上記の額から市に定める料率により算定した額を控除した額とします。

※広告料には、制作費（版下・デザイン等）を含んでおりません。広告原稿はアウトライン化した PDF データ等の完全データにて提出してください。

※規格は、紙面のレイアウトにより若干変更する場合があります。なお、紙面のレイアウトにより掲載頁が決定されますので、掲載頁を指定することはできません。

※掲載位置については指定できません。

※大阪市広告掲載要綱及び大阪市大正区広報紙及びホームページバナー広告掲載要領を遵守してください。

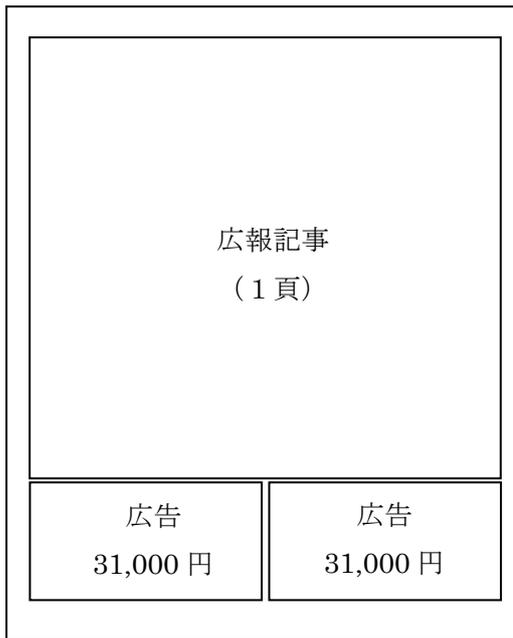
※広告掲載箇所付近に、次の文章を表記します。

「以下は広告スペースです。広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。」

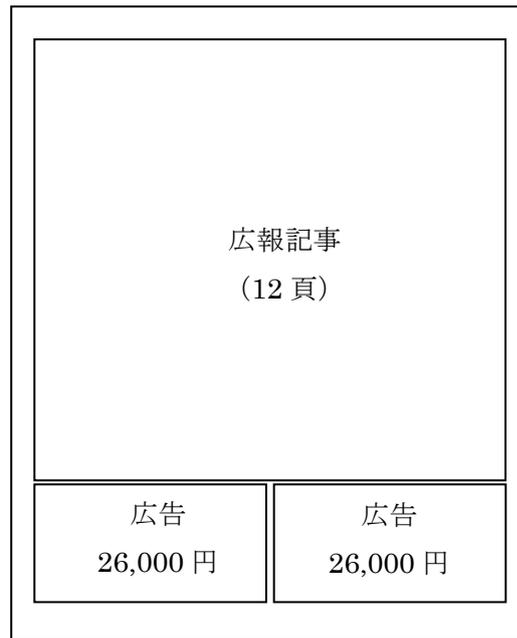
※広告には、枠内四隅のいずれかに「広告」という文字が縦 3 ミリ、横 6 ミリ程度の罫線で囲まれたものを表記してください。

【広告掲載位置 (イメージ)】

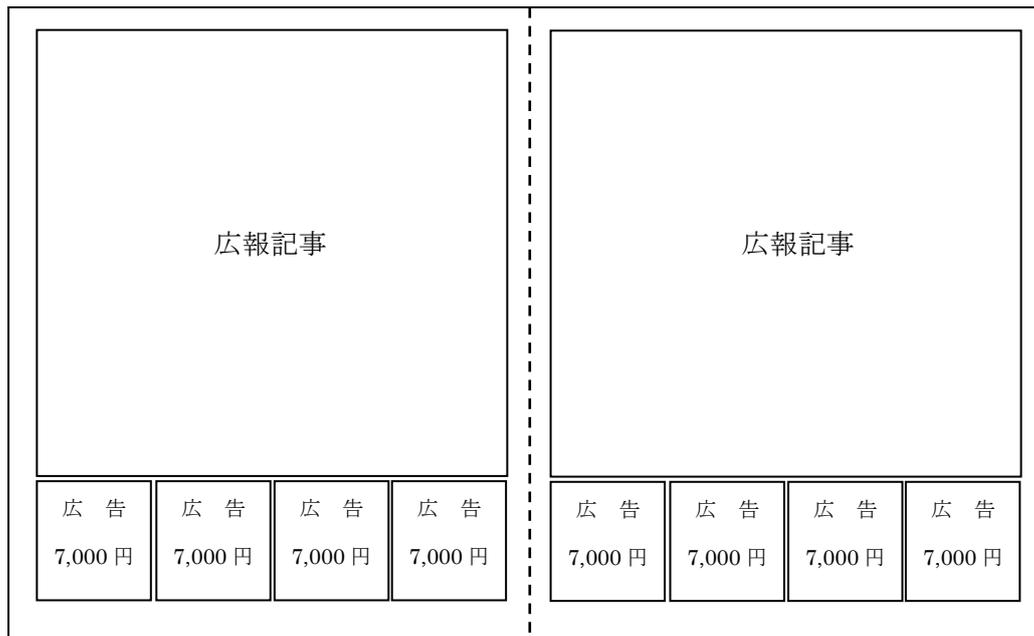
< 1 頁 >



< 12 頁 >



< 2 から 4 頁 >



(2) 大阪市大正区ホームページバナー

掲載位置	募集枠数	広告規格	広告料 (1 枠・税込)
大阪市大正区 ホームページ トップページ	8 枠	縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル	5,000 円

※この広告には、大阪市広告事業協力広告代理店制度が適用されます。協力広告代理店が本市に納付する広告料は、上記の額から市に定める料率により算定した額を控除した額とします。

※広告料には、制作費（デザイン等）を含んでおりません。広告原稿は jpeg、png、gif データのいずれかのファイル形式の完全データにて提出してください。容量は 50KB 以内とします。

※広告は gif データによるアニメーションも可能です。

※掲載位置については指定できません。

※大阪市広告掲載要綱及び大阪市大正区広報紙及びホームページバナー広告掲載要領を遵守してください。

3. 広告募集期間（広報紙・バナー共通）

広告募集の受付開始日：令和 8 年 3 月 5 日（木曜日）から

広告の掲載開始日は毎月 1 日からとし、1 か月単位で掲載します。なお、複数月又は通年でのお申込みも可能です。

掲 載 月	締 切 日
令和 8 年 5 月	令和 8 年 3 月 18 日(水曜日)
令和 8 年 6 月	令和 8 年 4 月 1 日(水曜日)
令和 8 年 7 月	令和 8 年 5 月 1 日(金曜日)
令和 8 年 8 月	令和 8 年 6 月 1 日(月曜日)
令和 8 年 9 月	令和 8 年 7 月 1 日(水曜日)
令和 8 年 10 月	令和 8 年 8 月 3 日(月曜日)
令和 8 年 11 月	令和 8 年 9 月 1 日(火曜日)
令和 8 年 12 月	令和 8 年 10 月 1 日(木曜日)
令和 9 年 1 月	令和 8 年 11 月 2 日(月曜日)
令和 9 年 2 月	令和 8 年 12 月 1 日(火曜日)
令和 9 年 3 月	令和 9 年 1 月 4 日(月曜日)
令和 9 年 4 月	令和 9 年 2 月 1 日(月曜日)

4. 申込方法等

- (1) 大阪市大正区広報紙「こんにちは大正」広告掲載申込書（第 1 号様式）又は大阪市大正区ホームページバナー広告掲載申込書（第 2 号様式）（以下「広告申込書」という。）をホームページからダウンロードして、必要事項をご記入ください。

(2) 広告申込書及び広告原稿を、大阪市大正区役所総務課庶務グループまでメールで送信していただくか、送付又は窓口でのご提出をお願いいたします。

※申込みの際に広告原稿を紙面で提出することは可能ですが、掲載が決定した際には、広告原稿の完全データを期日までにメールや記録媒体（CD 等）で提出していただく必要があります。

【メール送信先】

th0001@city.osaka.lg.jp <大阪市大正区役所総務課庶務グループ 組織メールアドレス>

【送付又は窓口持参による提出先】

〒551-8501 大阪市大正区千島2-7-95

大阪市大正区役所総務課庶務グループ 宛 （5階 50番窓口）

※窓口持参される場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時30分。

ただし、「金曜日窓口時間延長」では受付をしておりませんのでご注意ください。

5. 選定方法等

先着順で申込みを受け付け、大阪市大正区広報紙及びホームページバナー広告掲載要領に基づき、申込み内容を大阪市大正区役所総務課庶務グループにおいて審査のうえ、広告掲載の可否を決定します。審査の結果については、広告掲載の採用又は不採用の旨を掲載した決定通知書を送付します。

※複数の広告申込書が同日に到達するなど、着順が判断できない場合には、公開抽選により順位を決定します。抽選は、大阪市大正区役所職員が行いますが、抽選日当日の立会いを希望される場合は、広告申込書のチェック欄に印をしてください。

6. 広告原稿（完全データ）の提出

広告掲載決定通知書に記載されている期日までに、メール等で提出してください。なお、申込み時点で完全データを提出済みの場合は改めての提出は不要です。

7. 広告掲載料金の支払い・返還

広告掲載決定通知書を送付時に、広告料にかかる納入通知書を同封しますので、指定期日までに納入通知書にて広告料金を一括前納してください。なお、納付済みの広告料は返還いたしません。ただし、特段の理由があるときは、その全部又は一部を返還いたします。

8. その他

- (1) 大阪市ホームページ上に、毎号、大正区広報紙「こんにちは大正」のPDF版及びデジタルブック版を公開していますが、その際、広告欄は掲載されません。
- (2) その他、本募集要項に記載のない事項等については、必要に応じて大正区役所と広告主双方が協議の上決定します。